平成２８年（フ）第３号
鹿児島県薩摩川内市宮内町2350番地　宮下住宅６号棟13号室
破産者　坂崎　貴子（旧姓前園）
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第５４６号
北九州市小倉北区城野団地１番2055号、開始決定時の住所北九州市小倉北区熊本３丁目16番１―501号
破産者　鵜殿未来哉
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１７５号
大阪府和泉市万町102番地の５（グレース和泉203号）、開始決定時の住所北九州市戸畑区南鳥旗町４番17―407号
破産者　秋本　史郎
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４９８号
北九州市八幡西区東王子町７番13―203号
破産者　横田　直暁
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３４号
北九州市八幡西区西川頭町５番47号
破産者　金屋　　守
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２１０８号
札幌市手稲区富丘３条７丁目２番34号
破産者　飯塚　　淳
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１１２号
札幌市白石区本郷通７丁目南２番19号　ラ・オーレＹＯ―202号
破産者　服部勢津子
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７３２号
仙台市泉区上谷刈３丁目10番31号　ウッディランド弐番館103、申立時の住所宮城県黒川郡富谷町成田４丁目28番地４　グラン・ドミール成田205
破産者　福島　　勉
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７４８号
仙台市太白区西多賀３丁目６番18―303号
破産者　齋藤さゆり
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８５１号
宮城県亘理郡亘理町字油田194番地１
破産者　菅野　幸子
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
山形県東根市神町東１丁目11番27号、開始決定時の住所山形県天童市北久野本２丁目２番46号
破産者　佐藤　　真
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９３号
山形県東村山郡中山町大字長崎181番地
破産者　渡邉　吉男
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０７号
群馬県伊勢崎市除ケ町417番地８　キャッスルハイツ３―202、前住所群馬県太田市新田赤堀町481番地７
破産者　吉岡クリ江
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第３２号
横浜市神奈川区片倉２丁目66番８―602号
破産者　道川百合子
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１７号
富山県南砺市福光7399番地
破産者　小林美代子
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第３４２号
岐阜県羽島市足近町直道1659番地
破産者　エスケートレーディングこと　平井　喜彦
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第８６８号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字上町36番地３
破産者　河村　　清
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０５５号
名古屋市中区千代田４丁目20番16号　エトワール千代田502号
破産者　徳山利明こと　ＨＯＮＧ　Ｉ　ＭＹＥ　ＯＮＧ　洪　　利明
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９８３号
名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号
破産者　溝川　晋也
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部